

京都府公立大学法人人事給与システムの設計・開発・導入業務委託契約仕様書

1 委託業務

(1) 業務名

京都府公立大学法人人事給与システムの設計・開発・導入業務

(2) 目的

京都府公立大学法人人事給与システムの設計・開発・導入業務（以下「本業務」という。）は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）における人事業務及び給与業務を処理するためのシステムを設計・開発・導入し、もって事務処理の省力化、効率化を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日

(4) 委託内容

ア 現行システムからの移行及び作業工程の洗い出し

現行システムが保有するデータは全て今回導入するシステムに移行させ、過去の発令、給与支給歴等を今回導入するシステムで参照可能とすること。

現行システム：GrowOne 人事給与（株式会社ニッセイコム）

イ 現状の事務処理状況の分析及び調査

最適な事務処理を実現するため、各業務の担当者から現状を聞き取る等し、その結果をシステム開発及び運用に活用すること。

ウ 法人の人事及び給与制度の把握、適切なシステム運用方法の洗い出し

エ 打ち合わせ、資料の収集及び整理

オ システム設計・開発

カ システム導入に必要なソフトウェア及びハードウェアの調達、設置及び設定（動作確認業務を含む。）

キ 法人財務会計システム及び法人勤怠システムとのデータ連携

法人職員の手作業を極力省き、人事給与システムが保有する計算結果、人事管理情報等の必要な情報を簡単かつ確実に連携させること。なお、連携方法については、各システムの導入業者と協議の上、決定すること。

現行会計システム：GrowOne 財務会計（株式会社ニッセイコム）

現行勤怠システム：TimePro - VG（アマノ株式会社）

ク 法人職員に対するシステム操作研修（操作マニュアルの作成を含む。）

ケ 現行システム及びハードウェアの撤去補助

コ 試験運用及び運用結果確認

2箇月間の試験運用を実施し、その計算結果が現行システムの支給結果と一致することを確認すること。一致しない場合は、問題点を洗い出し、一致するよう調整すること。

サ その他本業務の遂行に付随して発生する業務

(5) 成果物、納期限及び納入場所

ア 成果物及び納期限

番号	成果物	内容	部数	納期限
1	実施計画書	業務の実施スケジュール、実施内容、実施体制等をまとめたもの	3部	契約締結後2週間以内
2	基本設計書	導入するシステム、ソフトウェア、ハードウェアに関する基本機能及びカスタマイズ内容をまとめたもの	3部	契約締結後3箇月以内。その後変更があればその都度

3	業務フロー図	システム導入後の事務処理の全体像を分かりやすく図表化したもの	3部	適宜
4	サポート体制図	本業務に係る人員構成及び障害発生時等の支援体制をまとめたもの	3部	契約締結後2週間以内
5	試験運用結果報告書	実施した試験運用の結果をまとめたもの	3部	その都度
6	データ移行結果報告書	現行システムからデータを移行した作業結果をまとめたもの	3部	データ移行後2週間以内
7	研修実施計画書	法人職員に対する操作研修の実施計画をまとめたもの	3部	初回研修日の1箇月前
8	操作マニュアル	システムを利用する法人職員向けの操作方法をまとめたもの	別途調整	初回研修実施日
9	ハードウェア等機器一式	本業務遂行に当たって必要となる機器一式（法人職員による操作が必要なものについては操作説明書を添付）※設置・設定が完了したもの	一式	新システム試験運用開始日の前日
10	ソフトウェア一式	本業務遂行に当たって必要となるソフトウェア一式（法人職員による操作が必要なものについては操作説明書を添付）※設定が完了したもの	一式	新システム試験運用開始日の前日
11	機器配線図及び各種設定内容一覧	ハードウェア、ソフトウェアに対して行った設定の内容、全ての機器のホスト名、IPアドレス、Macアドレス、固有のシリアル番号等をまとめた一覧表	3部	契約期間満了日
12	プログラム一式	仕様書に基づき開発したプログラム一式	一式	契約期間満了日
13	議事録	打ち合わせ等の内容を記録したもの	2部	その都度
14	CD-ROM	上記1～12のうち紙資料のデータファイル全てを保存したもの	1部	契約期間満了日
15	業務完了報告書	本業務の履行を全て完了したことを報告するもの（代表者名＋代表者印）	1部	契約期間満了日

イ 納入場所

1 (5)アの1～7、10及び12～14については、京都府立医科大学総務課給与厚生係宛て納入すること。その他については、法人が適宜指示する場所へ納入すること。

(6) 作業スケジュール

令和8年11月支給の給与から今回開発するシステムによる試験運用を実施し、旧システムとの並行稼働期間（令和9年2月から3月）を経て、令和9年4月支給の給与から本格稼働とする。

2 システム構築

【別紙】に基づき構築すること。

3 システムの規模及び性能

(1) 規模

今回導入するシステムにより処理する給与計算処理数は次のとおり。ただし、今後増加する可

能性があるため、余裕をもった設計をすること。

約 4,500 件／月

また、人事記録情報の参照についてもストレスなく行えること。なお、令和 7 年度時点で法人が保有している人事記録情報は、約 24,000 人分である。

(2) 拡張性

年間 2,000 名前後の職員の採用・退職が発生するため、職員数の増加に伴い給与計算処理数が増加した場合もストレスなく処理が可能であるとともに、容易かつ安価にシステムが拡張できること。

(3) 性能要件

ア 応答時間

最も処理時間が長い入力プログラムの最大負荷時において、迅速なクライアント端末応答速度（回線速度による遅延を除いて、データ登録時のカーソルが 2 秒程度で戻ることを想定）が確保できる対策が講じてあること。

イ 稼働時間

原則、24 時間 365 日安定して稼働できること。ただし、メンテナンス等の時間についてはこの限りでない。なお、システムを停止させる必要が生じた場合には、法人宛て予め連絡の上、停止させる日時について調整すること。

4 システムの稼働環境

(1) ネットワーク

京都府行政事務支援ネットワーク上で稼働させること。なお、ネットワークの詳細については、受託者が本法人及び京都府に確認すること。

(2) システム利用予定者

所 属	人数（人）	住 所
法人本部	1	京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町 410
京都府立医科大学	31	京都市上京区河原町通広小路上る梶井町 465
京都府立大学	7	京都市左京区下鴨半木町 1-5
京都府立医科大学附属北部医療センター	11	京都府与謝郡与謝野町字男山 481
合 計	50	

※上記各所属に京都府行政事務支援ネットワークは整備済み

(3) システム利用端末

各所属に京都府から配置されている行政事務支援端末を利用するため、当該端末による操作が快適に行えるようシステムを構築すること。

各端末のスペックは概ね次のとおり。

CPU	12th Gen Intel(R) Core(TM) i3-1215U 2.50 GHz
メモリ	8 GB
SSD	237GB
OS	Windows 11 Pro
型	A4 ノート型

(4) 関連ソフトウェア

システムの稼働に必要なソフトウェアの調達、設定及び動作確認を行うこと。

(5) ハードウェア等の機器の調達

システムの稼働に必要なハードウェア等の機器の調達、設置及び設定を行うこと。

ア ハードウェア構成及び選定

- (ア) システム用ソフトウェアの処理が効率的、かつ安全に行える構成・台数等であること。
- (イ) システムが必要とするクライアントライセンスを有していること。
- (ウ) 可用性、保守性を十分に考慮されたものであること。
- (エ) コンピュータウイルス対策等のセキュリティ対策が講じられていること。なお、導入したウイルス対策ソフトのパターンファイルについては、定期的に自動でアップデートできる仕組みとすること。
- (オ) 無停電電源装置を有すること。停電等を感知し、自動的に正常なシステム停止の制御を行える機能及び復電時には自動的にシステム起動を行う機能を有すること。
- (カ) データのバックアップ装置を有し、障害時にはバックアップ時の更新イメージまでデータを復元できること。
- (キ) サーバラックは現行のもの（日立製作所 型番GH-SRK7386）を使用すること。

イ 機器の設置等

- (ア) ネットワークに接続するための調査や設定等については、本法人及び京都府と調整の上行うこと。
- (イ) 本法人施設に損傷を与えないよう十分に注意を払うとともに、受注者が必ず立ち会うこと。
- (ウ) 各種設定・設置等の作業時において、障害等が発生した場合は、受託者において対処し、原状回復させること。
- (エ) 導入後の機器等の配線構成を全て記載した図面、ハードウェア、ソフトウェアに対して行った設定の内容、全ての機器のホスト名、IP アドレス、Mac アドレス、固有のシリアル番号等をまとめた一覧表を作成し、納入時に提出すること。
- (オ) 現行ハードウェア等については、法人と調整の上、撤去及びデータの消去は受託者が行うこと。

5 運用・保守

本システム導入後の運用及び保守については、システムの安定した稼働を確保するため、常に最適な状態を保つよう努めること。なお、運用及び保守に関する契約については、別途締結するものとし、同契約金額は本調達金額の10%以内とする。また、契約内容については、以下の(1)から(4)に関わらず状況に応じて追加又は変更することがある。

(1) 対応時間

平日9時～17時30分とする。ただし、年末、年度末及び年度初めの繁忙期については柔軟に対応すること。

(2) 範囲

本業務において導入した全てのハードウェア及びソフトウェア

(3) 内容

ア 定期点検

定期的に点検を行い、安定した稼働に努めるとともに、セキュリティ対策に注意すること。また、最新の修正プログラム等の情報提供を行い、必要な場合は速やかに本システムに適用すること。

イ 他システムとの連携

法人が導入している又は導入する予定の他のシステムとの連携等について、法人から要請があった場合には、関係業者と調整を行い、法人全体として効率的な運用となるよう必要な助言

及び対応を行うこと。

ウ バックアップ

障害対応等に備え、毎日自動的にバックアップデータを取得すること。なおその際、法人職員の操作等は必要のないものにする。バックアップデータによる復旧作業が必要な場合は、速やかに対応すること。特に、給与支給の遅延につながる恐れがある場合については直ちに対応すること。

エ 操作方法等各種照会に対する回答

法人職員からの操作方法に関する問い合わせや運用の相談等があった場合は、その内容に応じて最適な対応をすること。内容によっては、対象職員を訪問し、直接対応すること。法人からの問合せについては、電話、FAX、電子メール等にて対応すること。

オ 継続対応

法人が本システムの利用をやめるまで対応できること。

カ 障害対応

障害発生時には、本システムに精通したSEが対応すること。また、システムダウン等重大な障害が発生した場合には、法人からの連絡を受けてから2時間以内にシステム又はサーバ設置場所等に到着できること。さらに、給与支給の遅延につながる恐れがある場合には、複数人で対応に当たる等、給与支給の遅延が生じないよう最大限努めること。なお、障害の状況によっては、法人が求める場合又は社会通念上必要と認められる場合には、既設ハードウェアの保守業者と連携して対応に努めること。

(4) その他

運用及び保守に必要となる消耗品については、受託者の負担とする。

6 操作研修

次の場所において、適切な時期（試験運用開始前～本格稼働開始前を基本とするが、状況に応じて変更可とする。）に研修を実施すること。ただし、別途法人が指示する場合には柔軟に対応すること。

	施設名称	所在地
1	京都府立医科大学	京都府京都市上京区
2	京都府立大学	京都府京都市左京区
3	京都府立医科大学附属北部医療センター	京都府与謝郡与謝野町

(1) 操作マニュアルの作成及び配布

研修の実施に当たっては、操作方法を分かりやすくまとめた「操作マニュアル」を配布すると共に、担当業務毎に研修を開催する等受講者の負担軽減の工夫を図ること。職員の理解度に応じて研修回数は柔軟に対応すること。また、本件システム導入後において、法人職員から問合せが多い事項や誤入力につながる恐れのある部分が判明した場合には、適宜「操作マニュアル」を更新し、納品すること。

(2) 研修会場の準備等

研修会場については、法人で用意するものとする。ただし、研修に必要な機器等の調達、設置及び設定等の研修環境の構築については、受託者が行い、法人も協力するものとする。

7 支援体制

(1) 本稼働開始時には、システム上の不測の事態に備え、5日間程度本法人で立会の上、サポートすること。

- (2) 本稼働開始時には、システム上の不測の事態に備えて迅速に対応できる体制を整えること。
- (3) 本システムの検証に必要なシステム環境を受注者の責任で用意し、検証比較や試験が実施できること。

8 権利の帰属

本業務の全ての成果品に関する著作権、利用権（開示権を含む。）、その他一切の権利は、全て法人に帰属するものとする。（ただし、受託者が本業務開始前から保有する著作権については除く。）

9 秘密保持義務

業務上知り得た情報及び書類（電磁的記録を含む。以下「情報等」という。）は、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。本業務遂行に当たって必要がある場合には、情報等を複製・複写することは認めるが、複製・複写物は使用目的達成後速やかに処分すること。また、本業務以外の使用目的で複製・複写する場合には、あらかじめ法人の承諾を得ること。なお、情報等が漏えい、き損、紛失した場合には、直ちに法人に連絡するものとし、適切な対応をとること。

10 守秘義務

本業務の遂行に当たって知り得た情報は、これを第三者に漏らしてはならない。なお、本義務は契約期間満了後も継続する。受託者は、本業務の従事者に対して、職を退いた後も本義務が継続することを責任をもって指導すること。

11 その他

- (1) 本業務については、本法人と協議の上、業務に支障のないよう配慮し計画的に行うこと。
- (2) 現行システムは当該システム納入業者の知的財産権により保護されており、本法人は内部でのデータ形式に関する情報を有さず、それについて公開できる情報はない。現行システムの有するデータと導入システムにおけるデータ形式の差異については、受注者の責任において調査・確認すること。また、その内容については本法人へ報告及び承認を得ること。
- (3) 契約内容について疑義が生じた場合には、法人と受託者で協議の上、定めることとする。